

協議事項調整方針

協定項目	25-8-3	各種事務事業の取扱いについて
------	--------	----------------

調整項目	その他各種事務事業	関係項目	指定金融機関、収納代理金融機関等	部会名	総務企画部会	分科会名	財政分科会 税分科会	
調整方針	1. 指定金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整し統一する。また、指定代理、収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、2町の現行の金融機関を継続するよう合併時までに調整する。 2. 納付方法の取扱いについては住民の利便性を考慮し、2町の現行の金融機関を継続するよう合併時までに調整する。 3. 口座振替制度の取扱いについては住民の利便性を考慮し、2町の現行の金融機関を継続するよう合併時までに調整する。					提案	第4回	平成17年2月17日
						協議	第4回	平成17年2月17日
						確認	第4回	平成17年2月17日

項目	内 容 説 明			調整の課題・調整の具体的内容
	静内町	三石町		
指定金融機関				【課題・問題点】 2町とも指定金融機関が異なる。 指定金融機関とは契約が必要となる。
指定状況の状況				
指定金融機関	北洋銀行静内支店 平成10年11月16日契約	日高信用金庫三石支店 昭和42年6月1日契約		【調整の具体的内容】 合併時までに決定する。 契約は合併日とする。 議会の議決が必要（職務執行者の専決処分）
指定代理金融機関	なし	北洋銀行浦河支店		指定する方向で調整する。
収納代理金融機関	(1) 札幌銀行静内支店 (2) 日高信用金庫静内支店 (3) 日高信用金庫山手支店 (4) 北央信用組合静内支店 (5) 北海道労働金庫静内支店 (6) 静内町農業協同組合 (7) 静内漁業協同組合	(1) 三石町農業協同組合本所 (2) 三石町農業協同組合歌笛支所 (3) 三石漁業協同組合 (4) 日高信用金庫歌笛支店		2町の金融機関を継続するよう合併時までに調整する。
収納事務取扱郵便官署	なし	なし		
収納代理郵便官署	なし	なし		
収納事務取扱郵便官署	なし	なし		

協定項目	25-8-3	各種事務事業の取扱いについて
------	--------	----------------

内 容 説 明			調整の課題・調整の具体的内容
項 目	静 内 町	三 石 町	
納付方法			
窓口納付 (現金納付)	<p>役場出納室 指定金融機関 北洋銀行 静内支店</p> <p>収納代理金融機関 北海道労働金庫 静内支店 札幌銀行 静内支店 日高信用金庫 静内支店 日高信用金庫 山手支店 北央信用組合 静内支店 静内町農業協同組合 静内漁業協同組合</p> <p>郵便局 北海道内各郵便局</p>	<p>役場出納室 指定金融機関 日高信用金庫 三石支店 指定代理金融機関 北洋銀行 浦河支店 収納取扱金融機関 日高信用金庫 本・支店 三石町農業協同組合 本・支所 三石漁業協同組合</p>	住民の利便性を考慮して、旧町の金融機関を利用できるよう調整する。
口座振替	上記、金融機関、郵便局で可能。	日高信用金庫三石、歌笛支店、郵便局で可能。	静内町の例により、合併時まで調整する。
手形・小切手	<p>納付受託書を作成し納税者へ交付。 小切手は徴税吏員が裏書し北洋銀行派出所 (役場内)へ引継ぎ、領収書を受領。</p> <p>手形は指定金融機関を通じ、取立てる。 (年間 約10件)</p>	<p>小切手は徴収員が裏書し銀行へ出向き現金化し 出納室で収納。(年間1~3件)</p> <p>手形は指定金融機関を通じ、取立てる。 (年間 1件)</p>	
郵便振替	<p>郵便振替による納付。 全国の郵便局で使用可能。 納税係にて領収書作成し納税者へ発送。 H13 1,381件 140,460円</p> <p>郵便振替用紙(私製)一連四票式~銀行併用 口座番号 02750-8-5627 北洋銀行 静内支店 静内町収納金整理口 (別段預金)4011410</p>	<p>郵便振替による納付。 全国の郵便局で使用可能。 納税係にて領収書作成し納税者へ発送。 H13 375件 44,960円</p> <p>郵便振替用紙(私製)一連二票式 口座番号 02780-8-1699</p>	

協定項目	25-8-3	各種事務事業の取扱いについて
------	--------	----------------

内 容 説 明			調整の課題・調整の具体的内容
項 目	静 内 町	三 石 町	
口座振替制度			
口座振替取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・北洋銀行静内支店 ・札幌銀行静内支店 ・日高信用金庫静内支店 ・日高信用金庫山手支店 ・北央信用組合静内支店 ・北海道労働金庫静内支店 ・静内町農業協同組合 ・静内漁業協同組合 ・郵便局 	<ul style="list-style-type: none"> ・日高信用金庫 三石・歌笛支店 ・三石町農業協同組合 本・支所 ・三石漁業協同組合 ・郵便局 	住民の利便性を考慮して、旧町の金融機関を利用できるよう調整する。
振替依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・全てF D交換 	日高信用金庫 三石・歌笛支店は独自様式。 上記以外は納付書を持参。 郵便局の指定様式。	金融機関の取扱いも考慮しながら、合併時まで調整する。
手数料	振替 1件につき 30円 (税別) 年2回(4~9月分、10~3月分)に分けて支出 税務課では町税及び国保税(14年度までは介護も含む)について支出(その他は各担当課で支出) 14年度見込み(税務課支出分) 21,700件 × 30円 × 1.05 = 683,550円 北洋銀行静内支店取りまとめ一括支払	依頼 1件につき 30円 (税別)~日高信金 年2回支出(4月~9月・10月~3月) 町税・国保税・税外を一般会計より支出。(水道は別) 平成14年度 見込 5700件 × 30円 × 1.05 = 179,550円 漁組 年間 40,000円 (協力金として) 農協 年間 100,000円 (")	合併時まで調整する。
分割納付	滞納税を分割により口座振替する場合は、再発行の納付書(OCR用)を金融機関へ送付する	滞納税を分割により口座振替する場合は、納付書(手書き)を金融機関へ送付する。	収納システムの対応にもよるかせOCRとすることで合併時まで調整する。
引落不納者	納税者への不納通知等はしていない(督促状による通知のみ) 次の納期の依頼の時点で未納の場合は、再度依頼する。	残高不足により引落不能となった場合は、納税者へ引落不能通知書を送付する。	三石町の例により、引落不納通知の送付は行うことで合併時まで調整する。
郵便振替手数料	H13実績 14,885件 148,850円	H13実績 自動引落 192件 1,920円	

協定項目	25-8-3	各種事務事業の取扱いについて
------	--------	----------------

関 係 法 令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（金融機関の指定）

第235条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（指定金融機関等）

第168条 都道府県は、地方自治法第235条第1項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第3項において同じ。）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6 前2項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。

7 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、第5項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かななければならない。

9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

（指定金融機関の責務）

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

（指定金融機関等における公金の取扱い）

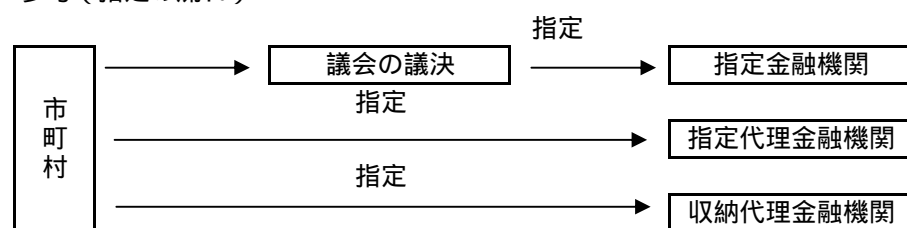
第168条の3 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、出納長若しくは収入役の振り出した小切手又は出納長若しくは収入役の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。

3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあっては、出納長又は収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。

4 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を収入役の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

参考（指定の流れ）



参考（契約の流れ）

